

都立特別支援学校の給食費に 係る給付を実施します

文京区では、都立特別支援学校に在籍している児童生徒の経済的負担を軽減するため、学校給食食材費相当分を令和5年9月に遡って給付します。

給付金の支給を受けるためには申請が必要です。このお知らせをご確認いただき、申請締切日までに申請書および必要書類を文京区学務課学事係まで郵送又はご持参いただきますよう、お願い申し上げます。

1 対象者

■ 下記(1)～(3)すべてに当てはまる保護者

- (1)児童・生徒・保護者の方ともに文京区に住民登録があること
- (2)児童・生徒が、東京都都立特別支援学校小学部又は中学部に在籍していること
- (3)就学援助、就学奨励事業、生活保護等、他の事業により給食費全額の補助を受けていないこと

※(1)(2)については、令和5年9月～令和6年3月の各月1日時点

2 給付額

該当学年のひと月単価に、令和5年9月～令和6年3月の住民登録月数（最大7月）を乗じた額を給付します。（※各月1日時点で住民登録のある月数を住民登録月数として計算します）

学年	ひと月単価	上限（最大7ヵ月）
小学部低学年	4,100円	28,700円
小学部中学年	4,500円	31,500円
小学部高学年	4,900円	34,300円
中学部	5,300円	37,100円

3 申請方法

裏面の必要書類をご確認いただき、下記提出期限までに学務課学事係へ郵送又は学事係窓口（文京シビックセンター20階）までご持参ください。※在籍校への提出ではありませんので、ご注意ください。

【宛先】 〒112-8555 文京区春日1-16-21
文京区 学務課学事係 学校給食費支援給付金事業担当

【申請締切】 **令和6年3月29日（金）消印有効**

4 提出書類

■ 申請者全員が必要となる書類

(1)文京区都立特別支援学校給食費支援給付金支給申請書

(2)申請者名義の受取口座を確認できる書類

(金融機関名・口座番号・口座名義人が分かる通帳、キャッシュカード等) のコピー

(3)申請者の本人確認書類

(運転免許証、マイナンバーカードの表面、パスポート等) のコピー

■ 該当者のみ必要となる書類

(1)東京都就学奨励事業で給食費の一部給付を受けている場合は、支弁区分決定通知書のコピー及び
1 2 月 (2 学期分) ・ 3 月分 (3 学期分) の就学奨励費支払い通知書のコピー

(2)国又は地方公共団体の負担において、学校給食費又は学校給食費相当額の一部給付を受けた場合は、その給付が確認できる書類のコピー



◆申請書は文京区ホームページ上の以下のページからダウンロードできます。

https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/schoollunch/toritsutokushi_kyuusyoku_kyuuu.html

5 支給方法

申請いただいた保護者の銀行口座に、令和 5 年 9 月から遡って算定した額を一括で振り込みます。

振込については、3 月 1 日現在の住民登録の確認及び書類審査後となりますので、3 月下旬から順次行います。

6 注意事項

(1)文京区就学援助事業、東京都就学奨励事業、生活保護等、他の事業により、学校給食費全額の給付を受けている場合には支給対象外となります。

(2)国又は地方公共団体の負担において学校給食費又は学校給食費相当額の全部又は一部の給付を受けた場合は、給付を受けた額を除く額を支給します。

(3)申請書裏面の同意事項は全てご確認いただき、チェック欄 () すべてに『』を入れてください。

【お問合せ先】

文京区学務課学事係
(文京シビックセンター20階南側)

TEL.03-5803-1295